

## 「滋賀県環境審議会廃棄物部会」会議概要

### 1. 開催日時

平成27年11月20日（金） 14:00～16:00

### 2. 開催場所

環びわ湖大学・地域コンソーシアム セミナー室

### 3. 出席委員

金谷部会長、芝原委員、関委員（代理：市平氏）、橋本委員、  
秀田委員（代理：保科氏）、山田委員（代理：小山下氏）、  
吉原委員（50音順）

### 4. 議事概要

#### ○第四次滋賀県廃棄物処理計画（素案）について

- ・事務局から資料に基づき説明。

（部会長）

- ・今の説明について、委員の皆様から意見や質問をお願いします。

（委員）

- ・ごみ処理の広域化とごみ発電（エネルギー回収）について、計画の基本方針に入れた方がよいのではないかと。特に広域化とごみ発電は関連するものであり、規模の小さい施設ではごみ発電ができない。小さい施設が多いためごみ発電も低い割合に留まっている状況。
- ・広域化はなかなか進まないのが現状であるとのことだが、だからといって広域化やごみ発電を方針から外すのではなく、結果はどうあれそうした方向性の記載が必要ではないかと考える。

（事務局）

- ・ごみ発電については、基本方針で『2Rの取組強化およびリサイクルの推進』に、「焼却処理せざるを得ない廃棄物についても、温室効果ガスの削減を図るため、その処理に伴うエネルギーを有効に利用していくことが求められます。」と記載している。なお、今後新設される施設についてはこれを導入する方向で進めている。
- ・広域化は基本方針には記載していないが、旗を降ろすような意図は無く、施設更新などの地域の事情等も考慮しながら長期的な視点で進めていくものとして、「施策の方向性」には記載をしている。最も広域化の効果があると言われていた湖南では既に更新が進められ、今後更新の見込みがあるのが湖東と湖北で、湖東は広域化施設を設置する方向で進められている状況で、県としても支援をしてきたいと考えている。
- ・大津・志賀、甲賀、湖北、湖西の広域化が一段落した状況があるなかで、短期的に

この状況を改善するのは非常に難しいと考えるが、今後ごみの減量化が一層進むことや、さらに人口減少という課題も出てくるので、そういったことも踏まえて長期的に考えていく必要があるという意図でこういう書き方をした。

(部会長)

・広域化について、国の基本方針の文言を使うなど、ごみ発電の推進の観点なども含めて入れても良いのではないかと考える。

(事務局)

・『広域化の意義』を示す表現が足りないかもしれないので、記述は検討する。

(委員)

・食品ロス等について、国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)も背景に盛り込むとともに、例示として言われたような食べ切り運動などの取組についてもう少し具体的に記載した方が良い。また、そもそも量がよくわからないので、量をきちんと把握するという点について加えたらどうか。

・最近フードバンクの全国組織化についてのニュースがあったが、そうした取組に関して、県としてどのようなサポートができるのかというところも検討かだいとしてはある。

(事務局)

・食品ロス対策については、再来年度に事業化したいと考えているが、まだ詳細が未確定であるため、あえて具体的な表現にしなかったもの。可能な限りで具体的に表現できないか検討したい。

(委員)

・電子マニフェストについて、第三次計画の目標を達成できなかった原因をどのように分析しているか。

(事務局)

・紙マニフェストの方が使いやすいという声もある。具体的には、電子マニフェストは非常に詳細な内容に対応できる様式となっているため、単純な処理委託をする場合でも多くの項目を確認しなければならないということで、大手企業が大口で大量に出すような使い方であればメリットがあるが、小口でやる場合は紙をあえて電子に替えるということはハードルが高いといったことも背景にあると思われる。

・業界ごとの事情もあり業界ごとにアレンジしたシステムを独自に開発しているようであり、そうしたものの普及啓発が不足しているかと思う。他に、事業者が電子マニフェストを導入しようと思っても、委託する業者と契約全体で成立しないと電子マニフェストを導入できず、個々の事業者だけの判断で導入に踏み切れないといったこともある。そうしたことが電子マニフェスト普及の障害になっていると考えている。

・今後、事業者アンケート等でどういった業界で遅れているか、できていない理由等

を解析していきたい。

(委員)

・バイオマスの利活用については、『第3節 その他循環社会の発展につなげる施策の推進』に位置づけられているが、内容的には本体の計画の中にあってもよいと思う。

(事務局)

・中にいれるよりも別建てにしたほうが、バイオマスの利活用をしっかりとやっていくという意思を示せるのではないかということで、この形としたものでご理解願いたい。

(部会長)

・『水銀廃棄物の適正処理（一般廃棄物）』で、国のガイドラインには明示されていないが、ごみ処理施設の排ガスに水銀の規制がかかる旨を記載すべきではないか。規制値をいくつにするかということや既存施設はいつから適用するかなどは現在検討中であるが、条約では対象になっているので自治体にとってはそちらの方が大きい問題である。そのことは今のところガイドラインには入っていない。ガイドラインに入った場合はガイドラインに即して対応するというので入れなくても良いが、可能であれば入れた方が親切なのではないか。

・13 ページの「総排出量」の定義は違うのではないか。国の定義を確認と合わせるべき。

・計画収集量とあるのは、計画処理量に修正すべき

・資料編1の3ページのフロー図については、環境省が出すフロー図と言葉を合わせた方がよいのではないか。例えば、総発生量というものは無い。

・再生利用率の定義に、総資源化量÷(ごみの総処理量+集団回収量)×100%とあるが、「ごみの総処理量」というのが、「図表〇 一般廃棄物の各指標の構造(値は平成25年度)」に無い。

・計画処理量」のところにかっこ書きで総処理量いくつと書けば良い。

(事務局)

・検討の上、必要箇所は修正する。

(部会長)

・今後はどのようなスケジュールか。

(事務局)

・次回、修正した答申案をご確認いただく。その後、年度内にパブリックコメント案を作り、年度明け4月にパブリックコメントをする予定。

## ○滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更(素案)について

・資料に基づいて事務局から説明。

(委員)

・ 県内 P C B 廃棄物の現状および処分見込量で、増えているのは分かるが、減っているのはどういうことか。

(事務局)

・ いろいろな理由が考えられるが、主に処分が進んだことと、今まで P C B 廃棄物とされていたものが再調査の結果、P C B 廃棄物に当たらないことが判明したことであると考えられる。

(委員)

・ たとえば、P C B は平成 1 5 年に 6 7 4 kg あったものが平成 2 6 年には 7 2 kg に減っているが、これは処分が進んでいるのか。具体的にどこでどのように処分されているのか。

(事務局)

・ 処分が進んでいる。P C B は J E S C O で処理された。

(部会長)

・ 平成 1 5 年から平成 2 6 年で増えているのは、新たに調査が進んだということの良いか。

(事務局)

・ そのとおり。

(部会長)

・ 資料 2、新旧対照表の 1 9 ページ目に「1. 県市の役割」とあるが、この目次を見ただけでは、県および各市のことを指しているように誤解する。分かりやすく「県および大津市」としてはどうか。

(事務局)

・ 検討する。

(委員)

・ 資料 2、1 ページ目の図に J E S C O についての注意書きが無いので、一般の人にはわかりにくい。

(事務局)

・ 注釈をいれる。

(部会長)

・ 処分の工程表のようなものは配布しないのか。これだけを見ても、スケジュールを

描きにくい。

(事務局)

・県としては、業者の方にPCB含有物を早く見つけることをアピールしている段階で、次の段階では、できるだけ早くJESCOに登録いただいて処理を進めてもらうので、そのためのマニュアル等を用意する所存。

(部会長)

・それらは、この計画の中にあるべきでは。

(事務局)

・これは法定計画で、基本的には県や大津市の役割を記載する。それに対して事業者にとってほしいというところを出すことがメインの計画なので、ここに全部入れ込んでしまうよりは、事業者には別途分かりやすい形でアピールした方がよいと考える。

(部会長)

・意見照会する関係団体とは、具体的にどこか。

(事務局)

・JESCO、北九州市、経済産業省中部近畿産業保安監督部、市町、県内経済6団体等。

(以上)